

1 高岡市 本町 6-29

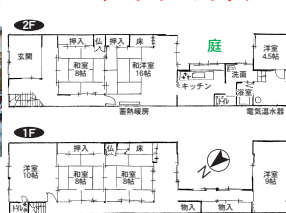
350万円

媒介

300/80 近商



★2005年リフォーム
(1Fトイレ、キッチン、風呂、リビング)



■土地/157.52㎡(47.64坪)
■建物/155.79㎡(47.12坪)
●木造瓦葺2階建●地目/宅地
●S44年10月築、S53年増築後194.72㎡(58.90坪)
●上下水道●都市ガス●駐車2台●道路/5.5m消費
●引渡/相談●バス停急患医療センター前徒歩4分

2 高岡市 長江

売主

200/60 工業



550万円

3.3㎡(1坪)単価 76,464円



■土地/237.79㎡(71.93坪)
●地目/宅地●上下水道●個別LPガス●引渡/相談●
バス停四ツ屋徒歩6分

3 高岡市 江尻

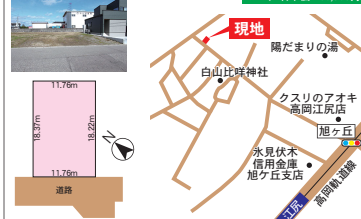
媒介

200/60 第二種 中高層



715万円

3.3㎡(1坪)単価 109,865円



■土地/215.17㎡(65.08坪)
●地目/宅地●上下水道●個別LPガス●引渡/相談
●万葉線江尻駅徒歩7分

4 高岡市 江尻

媒介

200/60 準工業



380万円

3.3㎡(1坪)単価 69,420円



■土地/180.98㎡(54.74坪)
●地目/宅地●上水道●下水道は道路まで配管済み●
個別LPガス●引渡/相談●バス停江尻徒歩1分

健康寿命を考えて、自分自身が困らないように備えるための家族信託

信託法は所有権(委託者)を名義(受託者)と権利(受益者)に分けて考えるので、これまで不可能だった問題の解決ができます。

家族信託は契約した時から効力が発生するので、元気なうちから信託契約をしておくことで、将来の判断能力低下・財産管理・運用・処分・税・二次相続・共有問題・事業承継でも子供にあまり迷惑をかけない対策ができます。

- 判断能力を喪失すると預貯金の引出・不動産の処分が出来なくなりますが、信託契約後であれば可能です。
- 一代限りの遺言と違い、信託契約では何世代にもわたって続く財産管理と相続先の指定が可能です。
- 相続時に配偶者が認知症の場合でも、信託契約後であれば円滑に配偶者の生活資金が残せます。
- 共有不動産は維持管理が難しくなりますが、信託契約で一人に管理処分権を集約できます。
- 事業承継は信託契約時には課税関係は生じません。オーナー社長には議決権の指図権も設定できます。

家族信託の活用で、今まで出来なかったと思っていた心配事の解決方法の無料相談します。



三和不動産(株)

〒933-0947 富山県高岡市本郷1-3-15

富山県知事(8)第2045号

(0766)21-1414

